

5月は「消費者月間」です!

茨城県

毎年5月は「消費者月間」です。 この機会に、身近な消費者問題について考えてみませんか?

茨城県消費生活相談員等養成講座の受講生を募集します!

消費生活相談窓口の相談員を目指す方,消費生活に関する専門的な知識を習得し地域での 消費者活動のリーダーを志す方を対象に,国家資格(消費生活相談員)取得を目的とした, 受験対策講座を開催します!

【募集定員】50名(応募者多数の場合は書類選考及び抽選)

【募集開始】5月1旬予定

【講座日程】7~9月までの土日、午前10時~午後4時までの概ね10日程度を予定

- ※詳しい講座内容や場所、申込方法などは、5月上旬頃に茨城県消費生活センターホームページに掲載予定です。
- ※受講料は無料です。(受講者個人のテキスト代等はご負担をいただく場合がございます)

お申込み・お問い合わせは 茨城県消費生活センターへ 229-224-4722 (事務担当)

みんなからの応募を 待っているよ!



茨 ひより (茨城県公認 Vtuber)

消費者トラブルの ご相談は

消費者ホットライン 88 (いやや!)

(お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します)

茨城県消費生活センターホームページは「

いばらき消費生活なび



